

# 公害防止協定の細目的事項 説明資料

廃棄物の受入基準の規定(案)及び  
受入廃棄物の搬入管理の規定(案)

飛散性石綿廃棄物の受入基準(案)

# 廃棄物の受入基準の規定(案)

## (廃棄物の受入基準)

事業団が埋立処分をする廃棄物は、廃棄物処理法のほか別表に定める受入基準に適合するものとする。

共 通 受 入 基 準	
著しい ①発色性 ②発泡性 ③悪臭 ④飛散性 ⑤火気及び発火性 を有しないもの	
個 別 受 入 基 準	
廃プラスチック類	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
ゴムくず	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
金属くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
がれき類	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
燃えがら(溶融固化物に限る)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと
汚泥(し尿処理汚泥を除く)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・含水率が85%以下
紙くず	・飛散防止措置を講じたもの
木くず	・最大径が概ね1m以下 ・中空状態でないもの
繊維くず	・飛散防止措置を講じたもの
鉛さい	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・最大径が概ね30cm以下
動植物性残さ	・最大径が概ね30cm以下
一般廃棄物焼却灰等(溶融固化物に限る)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと

・溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境省告示第13号)による。

・判定基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)による。

## 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

項目	産業廃棄物の種類	鉛さい (mg/L)	燃えがら (mg/L)	汚泥 (mg/L)
アルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと
緑水銀	0. 005	0. 005		0. 005
カドミウム	0. 3	0. 3		0. 3
鉛	0. 3	0. 3		0. 3
有機リン				1
六価クロム	1. 5	1. 5		1. 5
砒素	0. 3	0. 3		0. 3
全シアン				1
PCB				0. 003
トリクロロエチレン				0. 3
テトラクロロエチレン				0. 1
ジクロロメタン				0. 2
四塩化炭素				0. 02
1, 2-ジクロロエタン				0. 04
1, 1-ジクロロエチレン				0. 2
シス-1, 2-ジクロロエチレン				0. 4
1, 1, 1-トリクロロエタン				3
1, 1, 2-トリクロロエタン				0. 06
1, 3-ジクロロプロパン				0. 02
チウラム				0. 06
シマジン				0. 03
チオベンカルブ				0. 2
ベンゼン				0. 1
セレン	0. 3	0. 3		0. 3
ダイオキシン類		3 (ng-TEQ/g)		3 (ng-TEQ/g)

# 受入廃棄物の搬入管理の規定(案)

## (受入廃棄物の事前審査等)

事業団は、廃棄物の適正処理を図るため、受入基準に適合する廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)と事前に委託契約を締結し、原則として委託契約を締結した排出事業者以外の搬入を認めないものとする。

- 2 事業団は、前項の委託契約を締結するにあたり、排出事業者から契約申込書及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

- 一 廃棄物物性・安全データシート
- 二 廃棄物溶出試験等成績書(汚泥等)
- 三 搬入車両の車検証の写し

- 四 委託運搬の場合は、委託業者の廃棄物収集運搬業の許可証の写し

- 五 その他廃棄物の特定のため必要と認める書類

- 3 事業団は、前項の規定により提出された書類を審査し、受入基準に適合した廃棄物のみを埋立処分をする廃棄物として特定するものとする。

- 4 廃棄物の特定のため必要があると認めるときは、現地調査を行い、排出工程、廃棄物の性状及び有害物質の使用状況を確認するとともに、埋立処分をする廃棄物についてはその試料の採取を行い、溶出試験等を実施するものとする。

## (営業日及び受付時間)

廃棄物の営業日及び受付時間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで(休業日を除く。)
- 二 受付時間 午前9時から11時30分まで及び午後1時から4時まで
- 三 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

## (搬入車両規制)

廃棄物を搬入する車両(以下「搬入車両」という。)の処分場への入場及び退場の経路は、別紙経路図のとおりとする。

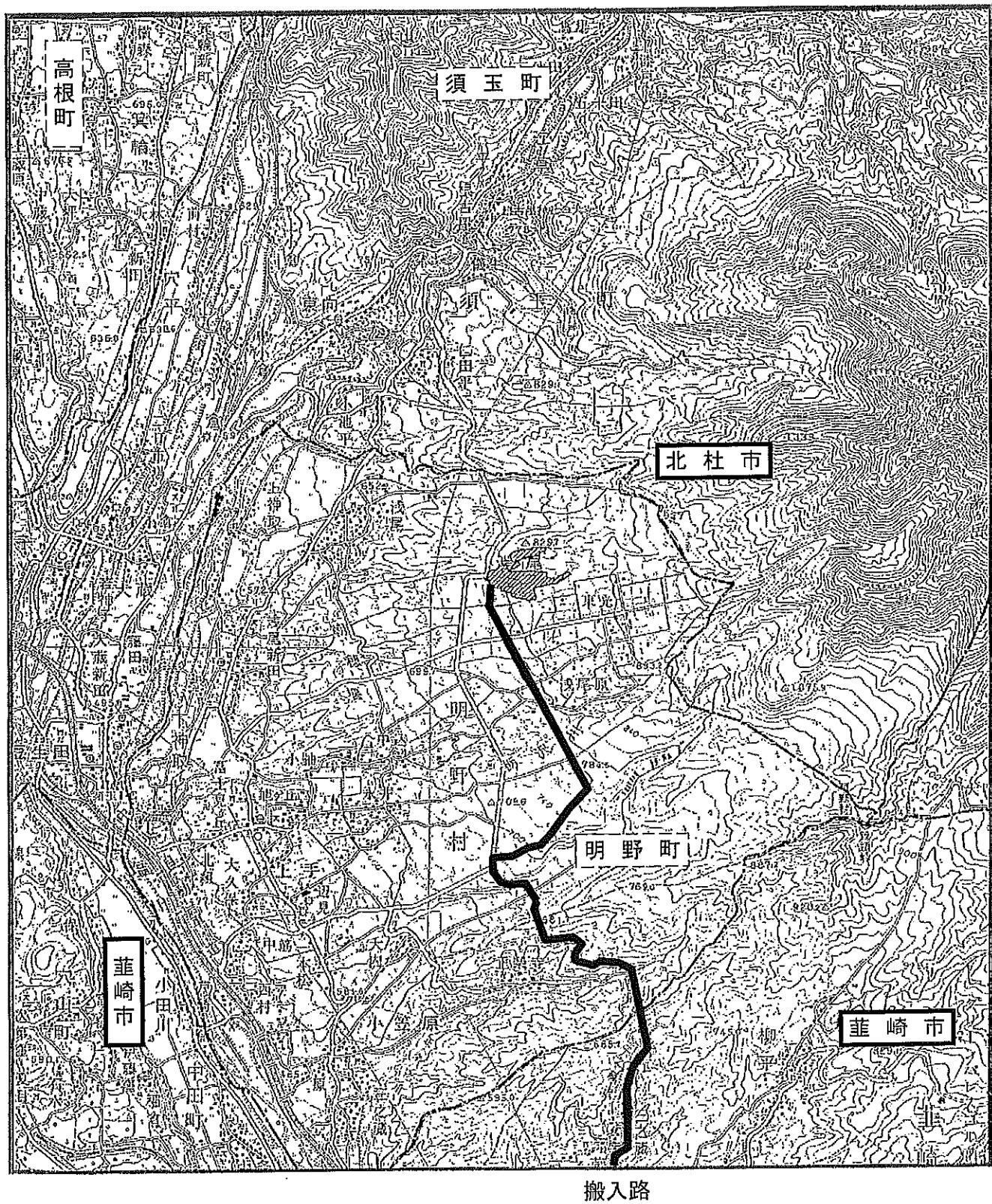
- 2 事業団は、搬入車両を登録するものとし、原則として登録した搬入車両以外の車両による搬入は認めないものとする。
- 3 事業団は、搬入車両の運転管理者及び運転者に、事業団が実施する運転者講習会を受講させるものとし、その受講者以外の者が運転する車両による搬入は認めないものとする。
- 4 事業団は、搬入車両のタイヤ等に付着した泥等により、処分場外の道路等を汚さないよう洗車施設を設置し、退場する車両には必ずその施設を使用させるものとする。

## (廃棄物の搬入管理)

事業団は、廃棄物を受け入れるに当たって、受付の時点及び埋立地への搬入の時点で目視検査を行うとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うものとし、委託契約の内容と相違する事項が認められたときは、その搬入を認めないものとする。

- 2 事業団は、第〇条第〇項で特定した廃棄物を、原則として他の廃棄物と混合して搬入させてはならない。
- 3 事業団は、処分場の出入口にゲートを設置し、一日の作業終了時には閉鎖するものとする。

別紙 経路図



## 飛散性石綿廃棄物の受入基準(案)

全国の状況	法令等の処理基準		明野処分場の受入基準(案)
	廃棄物処理法	石綿含有廃棄物等処理マニュアル	
<p>飛散性石綿廃棄物について、他県の処分場で定めている独自の受入基準の規定内容は、いずれも法令等に書かれている範囲内のものである。</p> <p>【具体的な規定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚さ 0.15mm 以上のビニール袋に二重梱包すること</li> <li>・二重のプラスチック袋等に梱包されるなど飛散しない状態であることに飛散しないように耐水性の材料で二重梱包すること</li> </ul>	<p>埋立処分を行う場合には、次によること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大気中に飛散しないよう(に、あらかじめ、次のいはずれかの措置を講ずること)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐水性の材枓で二重に梱包すること</li> <li>・固型化すること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐水性の材枓とは、厚さ 0.15mm 以上のプラスチック袋か堅牢な容器(ドラム缶等)をいう。</li> <li>・袋詰めの際は、袋が圧力を受けて破損しないよう袋中の空気をよく抜いて密封する。</li> <li>・固型化は、コンクリート等による固型化をいう。</li> </ul>	<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他県の処分場と同様、法令等に書かれている範囲内の規定内容であっても、明野処分場の受入基準として再規定することとする。</li> <li>② 法令等に定められている処理基準を改めて明示することにより、厳しい基準となつていることの再確認が図られ、安全性に対する不安感の払拭にもつながる。</li> </ul> <p>以上の方により、受入基準(案)を次のとおりとする。</p>